



訪問看護ステーション はれのわの利用を検討

まずは
お電話ください



📞 0743-61-5385



介護保険の対象となる場合

要介護・要支援の認定

受けている

受けていない

ケアマネへの相談

介護保険の
申請を行う

市区町村の介護保険課
地域包括支援センターなど

ケアプランを作成

主治医から「訪問看護指示書」により指示を受ける



訪問看護ステーションはれのわと契約
訪問看護を開始する

医療保険の場合

40歳未満

- 難病、がん、小児疾患、精神疾患
など、医師が必要と認めた人

40歳以上 65歳未満

- 40歳未満と同様
- 介護保険の特定疾病に該当し
ない人（がん末期を除く）

65歳以上

- 介護保険の要介護・要支援認
定を受けていない人で、訪問看
護が必要な人

自費フット・スキンケア

訪問看護ステーションはれのわに
直接ご連絡、ご相談ください。



なかにし形成外科クリニックで受診
（直接診察orオンライン診察）

訪問看護指示書により指示を受ける

訪問看護ステーションはれのわと契約

自費フットケア、自費スキンケアの
訪問診療を開始